新発田民商通信

新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL0254-22-4390
FAX 22-4705
2020.4.13
NO 2199

新型コロナの影響で従業員を休ませる事業所は
「雇用調整助成金」を活用しましょう

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るために労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行った場合に、休業手当や賃金の一部を助成する「雇用調整助成金」の制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主に対しては、この「雇用調整助成金」の特例措置が実施されています。（裏面参照）また今後、特例措置が拡大される予定です。

【助成内容】

休業を実施した場合の賃金相当額（対象労働者1人1日当たり8330円が上限）の5分の4を助成

（解雇を行わない場合は10分の9）

【支給要件】

＊雇用保険適用事業所の事業主であること

＊労使間の協定により休業等を行うこと

＊休業手当の支払いが労基法26条の規定に違反していないこと　…などの要件があります。（裏面参照）

申請先はハローワークです。

新型コロナウイルス感染症による影響と国・自治体への要望を調査しています

民商では、新型コロナウイルスの感染拡大による経営への影響と国や自治体への要望を調査しています。

お配りしている調査書にご記入のうえ、お近くの役員か民商事務所へお届けください。

要望を集約し、国や県、新発田市・聖籠町に申し入れを行う予定です。

新発田市「住宅リフォーム支援事業」

２０２０年度の募集が始まります

◇申請期間　5月12日（火）～19日（火）

（土曜日・日曜日も受け付けします）

◇補助金額

税込10万円以上の住宅リフォーム工事に対して

［一般枠］　工事費の15%（上限15万円）

［一定要件枠］　工事費の20%（上限20万円）

（高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など）

◇対象となる工事などには条件があります。

※募集は抽選制となります。

制度の詳細は、新発田市建築課又は民商へ

令和2年度の雇用保険料率は昨年度と変更ありません

従業員負担分は　一般の事業　1000分の3

建設の事業　1000分の4

民商事務所への来所時には「事前予約」をお願いします

事務局体制の変更により、事務所に突然来所されても対応できないことや長時間お待ちいただくことがあります。相談等で来所されるときには事前に予約をお願いいたします。また、平日でも事務所を留守にすることがあります。

ご不便をおかけしますが宜しくお願いいたします。

【大型連休中の商工新聞の発行について】
5月4日号は休刊となります

今後の日程

4月13日（月）…猿橋支部役員会

4月14日（火）…弁護士による「法律相談」

（相談希望の方は事前にご予約ください）

4月14日（火）…青年部会

4月16日（木）…財政委員会